## 伊方町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年5月8日(月)午後1時30分~午後2時5分
- 2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室
- 3. 農業委員
  - ①出席委員 12人

②欠席委員 1人

委員 13番 小 田 輝 彦

- 4. 農地利用最適化推進委員
  - ①出席推進委員 1人

第8区 井 上 利 彦

12番 中 村 高 律

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農用地利用権設定解除申出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

## 6. 出席した事務局職員

主 事 宮 本 聖 真 事務職員 菊 池 嘉 起

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今から、5月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長から ご挨拶を申し上げます。

会長

(浜西会長・あいさつ)

事務局

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則第3条によりまして、 浜西会長にお願います。

議長

ただ今から、5月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、 13名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、13番 小田委員さんは、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに 異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは、1番 宮崎委員さん、3番 福田委員さんにお願いいたします。

議長

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定しました。

議長

次に、日程第3、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」 を事務局よりお願いします。

事務局

1ページの報告第1号をご覧ください。

(報告書説明)

本件は、遺産分割によるもので、この場合、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容につて、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

日程第4、報告第2号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

2ページの報告第2号をご覧ください。

(報告書説明)

解除届出は、令和5年4月17日に借り手、貸し手双方が合意のうえ、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

3ページの議案第1号をご覧ください。なお、4ページから10ページには、位置図を載せております。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

譲渡人は、八幡浜市在住で農業に従事していないため、双方の同意により売買する。 譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で、10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機2台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間280日従事しているということでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域の調和要件ですが、譲受人は、同じ地域内で耕作をしてますので、地域 農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る用件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第8区の井上推進委員さんからお願い します。

第8区 井上推進委員 木下委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には、影響が無いものと思われます。以上のことから問題は無いものと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。次に、8番の木下委員さんからお願いします。

議長

井上推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題は無いものと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

8番 木下委員 議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発 言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定 することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

なお、中田委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案が、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項」となりますので、議事参与の制限規定により、ご退室願います。

(中田委員退室)

事務局の説明を求めます。

事務局

11ページから12ページの議案第2号をご覧ください。なお、位置図につきましては、親子間での権利設定であるため省略しております。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

譲渡人は、農業後継者である長男に農地の全部を贈与する。譲受人は、経営主として 農業に精進するするものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機1台、モノラック10基を所有されております。 非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされる と見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということ でありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域の調和要件ですが、譲受人は、今まで耕作していた農地を引き続き耕作するもので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る用件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当の松本委員から現地調査の結果並びに補足 説明をお願いします。

11番 松本委員 第10区の田中推進委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしております。

周辺農地並びに地域営農には、影響が無いものと思われます。以上のことから問題は 無いものと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。 議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発 言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員举手)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

中田委員は、ご入室願います。

(中田委員入室)

議長

次に、日程第7、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画 (案)の決定について」を議題といたします。

なお、大林委員は、先程と同様、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、 本議案が、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項」となりますので、 議事参与の制限規定により、ご退室願います。

(大林委員退室)

事務局の説明を求めます。

事務局

13ページから14ページの議案第3号をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和5年4月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を 求められております。利用権設定の計画は、7件で13筆、面積は、10,772㎡で す。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

大林委員は、ご入室願います。

(大林委員入室)

議長

以上で本日の審議は終了しました。 それでは、その他に移ります。

議長

まず、「令和4年度農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価について」事務局 の説明を求めます。 事務局 議長 (資料に基づき説明)

この件について、ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

委員さんから、その他、ありませんか。

(委員から、質問・意見なし)

ご質問等無いようですので、以上をもちまして、伊方町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時5分)